



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 1
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域
レジャー提供者の指定…………… 2

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第155号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和元年 8 月 23 日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
施設警備業務	1 級	10人	令和元年12月6日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和元年9月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
 - (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
 - (7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
 - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階で、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第157号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和元年8月23日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	伊計ビーチ	伊計島総合開発株式会社 (代表取締役) 平正盛	令和元年7月5日から 令和2年7月4日まで

	フサキビーチリゾート	アイランド株式会社 (代表取締役) 山本俊祐	令和元年 7月16日から 令和 2年 7月15日まで
	タイガービーチ海水浴場	株式会社キープブルー (代表取締役) 井上尚志	令和元年 7月29日から 令和 2年 7月28日まで
プレジャー ボート提供業	株式会社とかしき	株式会社とかしき (代表取締役) 仲里健	令和元年 7月 5日から 令和 2年 7月 4日まで
	ハナムロ・イン・ザ・シー	有限会社ハナムロ・インターナショナル (代表取締役) 大矢正史	同上
	有限会社ダイビングチームうなりざき	有限会社ダイビングチームうなりざき (取締役) 大島佐喜子	同上
	リーフリゾートかりゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 糸数昌高	令和元年 7月16日から 令和 2年 7月15日まで
	フサキビーチリゾート	アイランド株式会社 (代表取締役) 山本俊祐	同上
	合同会社MARE レジャー開発 JET CRUISE	合同会社MARE レジャー開発 (代表社員) 那須野優	同上
	有限会社ピーエムシーパイレーツマリクラブ	有限会社ピーエムシー (代表取締役) 中西亮	令和元年 7月29日から 令和 2年 7月28日まで
	アルガイド沖縄	アルガイド沖縄 (代表) 原田誠一	同上
	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	同上
潜水業	株式会社とかしき	株式会社とかしき (代表取締役) 仲里健	令和元年 7月 5日から 令和 2年 7月 4日まで
	沖縄ダイビングサービスMANA	沖縄ダイビングサービスMANA (代表) 大室学	同上
	DUNK DIVING ENTERTAINMENT	有限会社服部 (代表取締役) 服部頼正	同上
	マリンスター	有限会社服部 (代表取締役) 服部頼正	同上
	有限会社ダイビングチームうなりざき	有限会社ダイビングチームうなりざき (取締役) 大島佐喜子	同上
	テイクダイブ	テイクダイブ (代表) 吉村秀信	同上
	セブンオーシャンズクラブ	株式会社イマス (代表取締役) 吉田賢治	同上
	株式会社ピンクマーメイド	株式会社ピンクマーメイド (代表取締役) 國吉尙	令和元年 7月16日から 令和 2年 7月15日まで
	リーフリゾートかりゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 糸数昌高	同上
マリントリップ沖縄	株式会社うみたび (代表取締役) 高橋達也	同上	

有限会社ピーエムシーパイレーツマリクラブ	有限会社ピーエムシー (代表取締役) 中西亮	令和元年7月29日から 令和2年7月28日まで
株式会社ブルーオーシャン	株式会社ブルーオーシャン (代表取締役社長) 早川毅	同上
WAVE	WAVE (代表) 渋谷誠一郎	同上
プズマリダイバーズクラブ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	同上

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---